

「ブロードバンドユニバーサルサービス料」について

平素より、「東北電力フロンティア光」をご利用いただき、ありがとうございます。

改正電気通信事業法(令和四年法律第七十号)に基づく、ブロードバンドユニバーサルサービス制度の開始に伴い、通常のご利用料金に加え、ブロードバンドユニバーサルサービス料(1契約回線あたり)を請求いたします。

対象サービスとご請求金額等については、下記の通りです。

1. 対象サービス

- ・ 東北電力フロンティア光(プレミアム 10G)
- ・ 東北電力フロンティア光(スタンダード)

2. 料金額

- ・ 1回線あたり年間 2.2 円(税込)
※ 一般社団法人 電気通信事業者協会により、総務省へ申請された回線単価 2 円に消費税を加えた金額となります。

3. 請求時期

- ・ 2026 年分につきましては、東北電力フロンティア光(スタンダード)では、2026 年 3 月利用分(2026 年 4 月請求分)にて請求いたします。
※ 東北電力フロンティア光(プレミアム 10G)では、2026 年分は請求いたしません。
※ ご利用の有無に関わらず、1 契約(1回線)ごとに、ユニバーサルサービス料がかかります。
※ 2027 年以降に関しましては、料金額およびご請求時期は未定となります。改めて「東北電力フロンティア光」ホームページにてご案内いたします。

【ブロードバンドユニバーサルサービス制度について】

人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和四年改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務(ブロードバンドユニバーサルサービス)に関する制度が創設されました。詳しくは下記 Web サイトをご確認ください、

一般社団法人 電気通信事業者協会 <https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/>

以上